**■保全工事における石綿（レベル３建材）対応についての特記仕様書**

**1.適用範囲**

　本特記仕様書は、全ての保全工事（平成18（2006）年９月１日以降に設置の工事に着手した建築物又は工作物を除く）を対象とする。石綿含有建材を使用した建築物その他施設の解体工事を行う場合は、様式-06発生材「建築物その他の施設の解体工事におけるアスベスト含有建材の撤去、運搬及び処分等についての特記仕様書」による。

**2.法令等の順守**

　施工にあたっては、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」、「石綿障害予防規則」、その他自治体の関連条例等、石綿処理に関する諸法令を遵守し、第三者に危害を与えることのないように施工すること。

**3.事前調査（書面・目視）**

（１）受注者は、本工事対象の建築物又は工作物について、本工事で切断・破断・穿孔・研磨・かき落とし等の作業（「以下、「切断等作業」という。）を行う全ての建材（ガラス・金属・木材等のみで構成され、石綿が含まれていないことが明らかなものを除く）については、当該作業の着手前に、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく事前調査（書面・目視）を実施し、石綿含有の有無を確認し、結果を監督員に報告すること。なお、事前調査は有資格者が行うこと。

なお、機構が保有する事前調査結果等は現場説明書第４章６項（１）を参照すること。

（２）受注者は、発注者が保有する当該建築物等の設計図書等の資料（建設当時の図面（仕上表含む）、工事共通仕様書、特別共通仕様書、マイクロ図（仕上表等）、使用材料報告書、確認済証、既往の事前調査結果等）を必要に応じて監督員より入手すること。

（３）書面調査においては、既存建築物等の設計図書（仕上表や特別共通仕様書等）や使用材料報告書などを基に製品の特定を試み、特定された場合はメーカーが公表している情報等の資料と照合し、石綿含有の有無を確認すること。

（４）目視調査においては、設計図書と現地に異なる点がないか確認すること。また、可能な範囲で建築材料に印字されている製品情報を調べること。なお、工事着手前の事前調査が困難な箇所がある場合には、監督員と協議すること。

（５）石綿を含有する可能性のある主なレベル3建材の具体例は、次に示すとおり。

・外壁等の仕上塗材、フィラー、モルタル

・屋根防水のルーフィングやスレート

・床のシートやＰタイルと接着剤

・天井や壁のボード類、バルコニー隔板、サイディング

・シーリング、ガスケット、パッキン類

・ダストシュート･煙突等の天蓋

・上下水道管の石綿セメント円筒等

（６）受注者は、事前調査（書面、目視）の結果について、書面で監督員に報告すること。事前調査結果報告書の作成にあたっては、厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和３年３月）」（以下、「厚生労働省・環境省マニュアル」という。）を参照すること。また、一部の建材について事前調査を行わず、石綿を含有するものとみなして取り扱おうとする場合は、監督員と協議すること。

（７）事前調査の結果、レベル１、２の存在が判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。

**4. 事前調査（分析調査）**

（１）上記３の事前調査（書面・目視）によって石綿含有の有無が判断できない建材がある場合には、分析調査計画書（案）を作成し、監督員の確認を受けた上で分析調査を実施すること。

（２）建築物の分析調査については、必要な知識を有する者に行わせること。

（３）分析調査は、定性分析（JIS A 1481-1）により行うこと。

（４）分析用サンプルは、建築物･工作物ごとに、作業対象の建材について、同一と考えられる材料の範囲ごとに採取することを基本とする。外壁等仕上塗材及び長尺塩ビシート等の試料採取箇所については、特記仕様書を参照すること。仕上塗材に関しては層別に分析することとし、サンプルは表面から下地調整剤まで層状を保ったまま採取すること。

（５）石綿含有の有無にかかわらず、分析結果を書面で監督員に報告すること。

（６）上記３の書面・目視調査及び分析調査の結果については、石綿使用の有無に関わらず、「石綿事前調査結果報告システム」により所管の労働基準監督署及び都道府県等（以下「行政等」）に報告すること。また、事前調査結果等については切断等作業の工事場所等に掲示すること。掲示内容及び掲示場所については、大気汚染防止法、石綿障害予防規則及び行政等の指導による。

**5. 作業計画**

（１）石綿含有建材の切断等作業の着手前に、作業計画書（案）を策定し、監督員の確認を受けた上で行政等に内容確認を行い、結果を監督員に報告すること。

（２）作業計画書（案）における作業基準は、以下を基本とすること。

１）「仕上塗材」

極力、隔離養生としない方針を基本とする。具体例は次のとおり。

事前調査により仕上塗材への石綿含有が確認された対象部位については、対象作業の別により以下①～③の対応とし、厚生労働省・環境省マニュアルの記載内容に留意すること。

1. 電気グラインダー等による除去の場合

原則として、湿潤化及び隔離養生（負圧不要）と同等以上の措置とみなすことができる以下を全て満たす電動工具※を使用すること。

・集じん装置を備えたカバー付きの工具であること

・集じん装置はHEPA フィルタを有し、集じんした石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと

・当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中の作業場所の総繊維濃度が0.15 本/cm3（作業環境の石綿管理濃度）を下回ることが示されていること

※上記基準は厚生労働省・環境省マニュアルによる。

② 電気グラインダー等以外による除去

湿潤化が求められるため、原則として以下より作業に適した工法を選定すること。

・水洗い工法

・集じん装置付き高圧水洗工法

・手工具ケレン工法（水による湿潤又は剥離剤併用）

・超音波ケレン工法（水による湿潤又は剥離剤併用）

③ 穿孔等作業

仕上塗材面における穿孔、穴あけ作業に使用する工具は以下より作業に適した工具を選定すること。

・水循環式無振動ドリル

・ダイヤモンドコアドリル（湿式）

・集じん装置付きハンマドリル、振動ドリル※

※HEPA フィルタを有した集じん装置とする他、対応内容については行政等に確認すること。また、必要に応じて②の方法により仕上塗材を除去した後に穿孔すること。

２）「成形板等」（けい酸カルシウム板第１種以外）

湿潤化のうえ、原形のまま取り外す。

３）「けい酸カルシウム板第１種」（天井ボード等）

隔離養生（負圧不要）の上、湿潤化して原形のまま取り外す。

４）「床シート」「床タイル」及びその他の建材

個別に、極力、隔離養生としない方向で作業基準を検討し、立案する。

（３）作業計画書（案）に記載するその他の内容は、下記に示す通り。

１）作業関係

1. 作業計画通りの施工
2. 作業完了後の有資格者による確認・清掃
3. ふた付きの切りくず用容器
4. 作業場所への関係者以外立入禁止表示
5. 呼吸用保護具の使用

・隔離なしで、成形板等を原形のまま取り外す場合、仕上塗材を電動工具を用いずに除去する場合は、RS2またはRL2　以上を使用

・隔離なしで、石綿含有建材の破砕、切断等を行う場合：RS3またはRL3以上を使用

・隔離内部で、成形板等を切断する場合や仕上塗材を電動工具により除去する場合：電動ファン付きPL3またはPS3以上を使用

1. 作業衣･保護衣の着用

・隔離なしでは作業衣（通勤衣と区別し、作業時だけ着る服。表面が平滑で粉じんが付着しにくいもの）を着用

・隔離内部ではフード付き保護衣（JIS T 8115）を着用

1. 廃材･切りくずの「石綿含有産業廃棄物」としての処分

（参考：レベル１は「廃石綿等」（特別管理産業廃棄物））

２）体制・書類関係

1. 石綿作業主任者の選任
2. 特別教育の実施、３年保存
3. 発注者への事前調査結果の報告、保管
4. 行政等への事前調査結果の届出・保存（２０２２年４月より義務化）
5. 作業計画の関係労働者への周知
6. 公衆及び労働者の見やすい位置への掲示
7. 発注者への作業終了後の報告
8. 作業の記録、保管
9. 下請負人への説明
10. 下請負人への指導
11. 健康診断、労基報告、40年保管

**6. 作業結果報告**

石綿含有建材の切断等作業または除去等作業の完了後、作業記録を作成し、監督員に報告すること。

**7. 調査結果の引継ぎ**

分析調査の結果について、「外壁等仕上塗材等石綿含有調査報告書」を棟別に作成すること。当該報告書には分析調査の結果を示す報告書等を添付し、工事引渡し書類（一括書類）に格納すること。報告書の作成要領は「外壁等仕上塗材等石綿含有調査報告書の作成及び提出方法の手引き」による。

**8. その他**

この特記仕様書に使用されている用語については、厚生労働省・環境省マニュアルの「３　用語の定義」を参照すること。

以　上

**■外壁等仕上塗材等石綿含有調査報告書の作成及び提出方法の手引き**

**１　資料作成要領**

1. 分析調査結果を示す報告書は、①外壁の３部位（外壁・上裏・階段室内壁）の調査結果、②外壁の３部位以外の調査結果　の２つに分けること。
2. 「外壁等仕上塗材等石綿含有調査報告書」は棟毎に１枚作成すること。同じ棟で①外壁の３部位（外壁・上裏・階段室内壁）、②外壁の３部位以外　のどちらも調査している場合は、同じ内容で２部用意すること。

**２　提出用資料セット方法**

一括書類とは別に、電子データのみを納めたCD等を１部提出すること。

**一括書類：紙面+電子データ**

分析調査結果を示す報告書

（**外壁3部位）**

採取場所を示す図面・写真等

外壁等仕上塗材等石綿含有調査報告書

（1号棟）

分析調査結果を示す報告書

（**外壁3部位以外）**

採取場所を示す図面・写真等

外壁等仕上塗材等石綿含有調査報告書

（1号棟）

分析調査結果を示す報告書

（**外壁3部位）**

採取場所を示す図面・写真等

外壁等仕上塗材等石綿含有調査報告書

（2号棟）

**…**

MC900236666[1]

**その他の一括書類と合わせて**電子データ(CD等)にて提出（ラベルに会社名、工事名記載）

**＋**

**電子データ**

上記赤点線枠で囲んだ単位を１つのPDFとしてデータ化し、CD等に格納して１部提出すること。

データ名称は下記の通りとする。

★データ名称

外壁３部位のPDF　　　： 団地コード（※１）\_団地名\_号棟番号\_３部位

外壁３部位以外のPDF ： 団地コード（※１）\_団地名\_号棟番号\_３部位以外

MC900236666[1]※１　団地コードは、「外壁等仕上塗材等石綿含有調査報告書」のExcelデータ内を確認すること。

**図1の内容のみを格納**して電子データ(CD等)にて提出（ラベルに会社名、工事名記載）

**図１　PDFデータイメージ**

以　上